

○通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）	（抄）	（附則第四条関係）	1
○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八百八号）	（抄）	（附則第四条関係）	2
○学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）	（抄）	（附則第四条関係）	3
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第八百五十一号）	（抄）	（附則第五条関係）	4
○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）	（抄）	（附則第六条関係）	7
○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第八百四号）	（抄）	（附則第七条関係）	8
○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第八百三号）	（抄）	（附則第八条関係）	10

○通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もってデジタル社会の形成に寄与することを目的とする。

現 行

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることには鑑み、当該情報の保護に關し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して國家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることには鑑み、当該情報の保護に關し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となつていてることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

現 行

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となつていてることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第 号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律 第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公 共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報 通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術 をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、 情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情 報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機 会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により 手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続に おける情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めること により、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及 び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生 活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（基本原則）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平 成十二年法律第百四十四号）第十三条及び官民データ活用推進基本 法（平成二十八年法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措 置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があら ゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現され るよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原 則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は 利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方 法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民 間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定 めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の 簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もつ て国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的 とする。</p> <p>（基本原則）</p>

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、デジタル社会（デジタル社会形成基本法第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一～三 （略）

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十二条 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めるができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。）の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一～三 （略）

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十二条 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めるができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用

通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

2
(略)

のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

2
(略)

○コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本理念）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、 デジタル社会形成基本法（令和三年法律第号）、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の基本理念に配慮して行われなければならない。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の基本理念に配慮して行われなければならない。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）の活用の進展に伴つて世界的な規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティに関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他のサイバーセキュリティ戦略の策定その他のサイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、同法と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴つて世界的な規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他のサイバーセキュリティ戦略の策定その他のサイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。</p>

(基本理念)

第三条 (略)

2～4 (略)

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、デジタル社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

6 (略)

(所掌事務等)

第二十六条 (略)

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国家安全保障会議の意見を聽かなければならない。

(削除)

3 (略)

(基本理念)

第三条 (略)

2～4 (略)

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

6 (略)

(所掌事務等)

第二十六条 (略)

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安全保障会議の意見を聽かなければならない。

3 本部は、サイバーセキュリティに関する重要事項について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

4 (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第一章 総則（第一条—第七条）	第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 官民データ活用推進基本計画等（第八条・第九条）	第二章 官民データ活用推進基本計画等（第八条・第九条）
第三章 基本的施策（第十条—第十九条）	第三章 基本的施策（第十条—第十九条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
（目的）	（目的）
<p>第一条 この法律は、インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本と</p>	<p>第一条 この法律は、インターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本と</p>

なる事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせ
る社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2 ～ 4 （略）

(基本理念)

第三条 官民データ活用の推進は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第一号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号

なる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置すことにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）若しくはその他の事業者により、その事務又は他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2 ～ 4 （略）

(基本理念)

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第二百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2・3 （略）

4 官民データ活用の推進に当たっては、情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の利用における安全性及び信頼性が確保されるとともに、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされなければならない。

5 官民データ活用の推進に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう、国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野において、情報通信技術の更なる活用の促進が図られなければならない。

6・8 （略）

第二章 官民データ活用推進基本計画等

（官民データ活用推進基本計画等）

第八条 （略）

2・3 （略）

（削除）

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2・3 （略）

4 官民データ活用の推進に当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性が確保されるとともに、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされなければならない。

5 官民データ活用の推進に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう、国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野において、情報通信の技術の更なる活用の促進が図られなければならない。

6・8 （略）

第二章 官民データ活用推進基本計画等

（官民データ活用推進基本計画）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 第二十三条第三項の規定により同項の重点分野が指定されたときは、当該重点分野において講すべき施策を、第二項第四号の官民デ

4 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、官民データ活用推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
5 6 (略)
7 第四項及び第五項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する。
8 (略)
9 内閣総理大臣は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。

10 内閣総理大臣は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。
11 (新設)
12 (新設)
13 (新設)
14 (新設)

とを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、民間事業者等（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第一号の民間事業者等をいう。以下この項において同じ。）が行う契約の申込みその他の手続に關し、電子情報処理組織（民間事業者等の使用に係る電子計算機と当該民間事業者等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 （略）

（利用の機會等の格差の是正）

第十四条 国は、地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供並びに技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（削除）

とを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、民間事業者等（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第二条第一号の民間事業者等をいう。以下この項において同じ。）が行う契約の申込みその他の手続に關し、電子情報処理組織（民間事業者等の使用に係る電子計算機と当該民間事業者等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 （略）

（利用の機會等の格差の是正）

第十四条 国は、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供並びに技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 官民データ活用推進戦略会議

（設置）

第二十条 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に

（削除）

(削除)

推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十一条 会議は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに第二十三条第三項の規定により同条第一項に規定する議長の権限に属する事務をつかさどる。

2 第二十三条第一項に規定する議長は、前項に規定する事務（官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち施策の評価に係るもの及び第二十六条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第二十五条第二項第二号に掲げる者をもつて充てる同条第一項に規定する議員に行わせることができる。

3 前項に規定する議員は、同項に規定する事務を行う場合において必要があると認めるときは、第二十三条第一項に規定する議長に対し、当該事務に關し意見を述べることができる。

4 会議は、官民データ活用推進基本計画の案を作成しようとするとときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聽かなければならない。

5 前項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

6 会議は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携

を図るものとする。

(組織)

(削除)

第二十二条 会議は、官民データ活用推進戦略会議議長、官民データ活用推進戦略会議副議長及び官民データ活用推進戦略会議議員をもつて組織する。

(削除)

(官民データ活用推進戦略会議議長)

第二十三条 会議の長は、官民データ活用推進戦略会議議長（以下「議長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会議の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 議長は、重点分野（特に重点的に官民データ活用の推進を図るべき分野をいう。）を指定することができる。

4 議長は、第二十一条第二項に規定する議員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該議員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

5 議長は、第二十一条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

(官民データ活用推進戦略会議副議長)

(削除)

第二十四条 会議に、官民データ活用推進戦略会議副議長（以下「副

議長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 | 副議長は、議長の職務を助ける。

(官民データ活用推進戦略会議議員)

(削除)

第二十五条 会議に、官民データ活用推進戦略会議議員(次項において「議員」という。)を置く。

2 | 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 1 | 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
- 2 | 内閣情報通信政策監
- 3 | 官民データ活用の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

(削除)

第二十六条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 | 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(地方公共団体への協力)

(削除)

第二十七条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、会議に対し、情報の提供その他協力を求めることができる。

2 会議は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

(政令への委任)

(削除)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。